

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <p>①父母指定者の届出及び届出に係る事実の審査 ②受給資格者からの認定請求及び認定請求に係る事実の審査 ③児童手当の額の改定請求又は届出並びに当該改訂請求等に係る事実の審査 ④現況の届出及び届出に係る事実の審査 ⑤氏名等及び住所等の変更の届出 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出及び届出に係る事実の審査 ⑦未支払の児童手当の請求及び請求に係る事実の審査 ⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求め</p>
③システムの名称	児童福祉システム、統合宛名システム、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバ、電子申請システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の81項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(第42、125、141、161項) <情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(第106、107項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	田原市役所 こども健康部 子育て支援課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3513
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月9日 時点

2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月9日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務処理マニュアルの徹底及び窓口業務の安定的運用により、単純な事務ミスによる特定個人情報の漏えいを防止する対策を講じていることから十分であると考える。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	児童手当システム、福祉共通システム、統合宛名管理システム、中間サーバー <情報照会の根拠>	児童手当システム、福祉共通システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、電子申請シ <情報照会の根拠>	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号 別表第二 第74、75項	番号法第19条第7号 別表第二 第74、75項	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I -1-③システムの名称	児童手当システム、福祉共通システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、電子申請シ	児童福祉システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー、あいち電子申請	事前	システムの更新に係る再実施による
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和2年2月1日	I -1-③システムの名称	児童福祉システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー、あいち電子申請届出システム	児童福祉システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー、あいち電子申請届出システム、AI-OCR	事前	
令和7年11月26日	I -1-②事務の概要	児童手当法に基づき、家庭等の生活の安定に寄与し、及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童(15歳に到達後の最初の年度までの者をいう。以下同じ。)を対象に監護生計要件を満たす父母等(児童が施設に入所している場合は施設の設置者等)に対し、法で定める額の手当を支給する。	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	I -1-③システムの名称	児童福祉システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー、あいち電子申請届出システム、AI-OCR	児童福祉システム、統合宛名システム、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、電子申請システム、サービス検索・電子申請機能	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	I -3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の56項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条第1項及び別表の81項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	I -4-②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 第74、75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二命令」という。)第40条、第40条の2 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二(第26、30、87項) 番号法別表第二命令 第19、44条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(第42、125、141、161項) <情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(第106、107項)	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	I -5-①部署	健康福祉部 子育て支援課	こども健康部 子育て支援課	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	I -8連絡先	田原市役所 健康福祉部 子育て支援課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30	田原市役所 こども健康部 子育て支援課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月22日時点	令和7年9月9日時点	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月22日時点	令和7年9月9日時点	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	IV-8 人手を介在させる作業	項目なし	追加	事前	標準化に係るリスク対策の見直し
令和7年11月26日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	項目なし	追加	事前	標準化に係るリスク対策の見直し